【規程番号　神女大Ⅳ－002】

神戸女子大学学長補佐設置規程

（設　置）

第１条　神戸女子大学（以下「本学」という。）に、学長補佐を置く。

（職　務）

第２条　学長補佐は、神戸女子大学学長（以下「学長」という。）を副学長とともに補佐し、学長の指示する全学的な重要事項の企画立案に参画し、かつ、特定の事項についての調査及び検討を行う。

（員　数）

第３条　学長補佐は、若干名とする。

（指　名）

第４条　学長補佐は、本学専任の教授、准教授、助教、講師のうちから学長が指名し、教授会に報告するものとする。

（任　期）

第５条　学長補佐の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、学長の在任期間を超えることはできない。

２　学長が辞任したとき又は欠員となったときは、学長補佐の任期は、その時点で終了する。

（雑　則）

第６条　この規程に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（改　廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。